

# 古平町下水道事業経営戦略

平成29年3月

古平町建設水道課

## 目 次

1. 事業概要 .....	1
2. 経営の基本方針 .....	3
3. 投資・財政計画(収支計画) .....	3
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 .....	4
別紙1 収支計画 .....	5
別紙2 経営比較分析表 .....	7

# 古平町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 古平町

事 業 名 : 古平町公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年(13年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	21.52(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1地区		
処理場数	1箇所(古平町下水道管理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	—		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

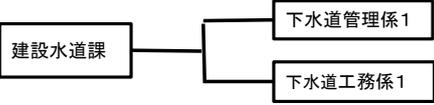
#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	(一般用) 基本使用料 8m <sup>3</sup> まで:1,600円 超過使用料 10m <sup>3</sup> を超えるもの:1m <sup>3</sup> につき200円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	(営業用・団体用) 基本使用料 20m <sup>3</sup> まで:4,470円 超過使用料 20m <sup>3</sup> を超えるもの:1m <sup>3</sup> につき230円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	(浴場用) 基本使用料 150m <sup>3</sup> まで:11,520円 超過使用料 150m <sup>3</sup> を超えるもの:1m <sup>3</sup> につき160円				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,000 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,454 円
	平成26年度	4,000 円		平成26年度	4,455 円
	平成27年度	4,000 円		平成27年度	4,464 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2人
事業運営組織	 <pre> graph LR     A[建設水道課] --- B[下水道管理係1]     A --- C[下水道工務係1]         </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、消防施設保守点検業務、電気設備保安管理業務、水質検査業務、脱水ケーキ収集運搬業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在、下水道管理センターの維持管理を民間に委託していますが、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在、下水道管理センターの維持管理を民間に委託していますが、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用地・施設の活用に必要な投資に見合う、収益が確保できるか不明であることから未検討です。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析:別紙2

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付しています。

平成28年度に策定公表しました。平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

## 2. 経営の基本方針

一般会計からの繰入を少しでも減額できるように、経費節減に努め、使用料収入が増加するよう接続の普及促進に努めることを目標とする。

管渠整備は平成22年度から古平町行財政構造改革により休止しており、全体計画の76.5%が接続可能となっている。現在は、供用開始から13年が経過した管理センターやポンプ場の長寿命化計画を策定し、その計画に基づき、平成30年度から平成32年にかけて更新工事を行う予定です。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙 1

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

下水道管理センター・ポンプ場改築更新に関しては、長寿命化計画に基づいて実施する。  
(平成30年度 10,000千円、平成31年度 59,000千円、平成32年度 75,000千円)

### ② 収支計画のうち財源についての説明

(収益的収入)

当該事業における主な収益的収入は、営業収益の料金収入、営業外収益の他会計繰入金となっています。そのうち料金収入は接続件数がわずかではありますが増加傾向であり、料金収入もこれに比例し増加しています。平成27年度末で接続率53%と非常に低く、接続の普及促進に力を入れ、料金収入の増加につなげることを最優先とし、使用料の改定は見込んでいません。将来的には必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。また、他会計繰入金については、国が示す繰入基準に基づく繰入と、賄いきれない分を、基準外繰入とし、一般会計から繰入れます。なお、資本費平準化債の借入額が減少することにより、資本単価が上昇し「高資本費対策に要する経費」として交付税措置され基準内繰入します。

(資本的収入)

他会計補助金は起債償還に係る繰出基準分となっています。その他は、資本費平準化債の借入金と建設事業に係る国の補助金及び起債借入金です。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

下水道処理施設における光熱水費、薬品費などの維持管理費は、汚水処理に欠かせないものです。施設の老朽化に伴い維持管理費の増加が考えられるので、施設の長寿命化にも力を入れ、計画的な修繕や設備更新を行い、経費の抑制節減します。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	—
投資の平準化に関する事項	平成30年度から32年度の長寿命化計画は、下水道管理センター及び浜町ポンプ場に係るもので、以降についてはストックマネジメントの策定の際に平準化を図ります。また、管渠整備については、平成32年度以降の計画見直しの際に平準化をはかります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町の下水道使用料は全道的にも、水道料金とともに高額な使用料となっていることと、接続率が平成27年度末で53%と非常に低く、接続率の向上による料金収入の増加が最優先の課題と捉え、使用料の改定を見込んでいません。ただし、次の消費税増税の際は、下水道使用料を含む収支計画を参考に使用料の改定を検討します。また、将来的には必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保に取り組んでまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	—
職員給与費に関する事項	現在、2人の職員給与費を置いて算定しておりますが、事業の重要性や業務内容の変化などに応じて、職員の増減を検討していきます。
動力費に関する事項	下水処理場における動力、薬品費、修繕費などの維持管理費は、汚水処理にはかかせないものなので、町の汚水処理の効率化と経費節減を図るため総合的に検証し管理運営に努めます。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行なうことにより、本経営戦略の事後検証、更新を行なっていきます。
---------------------	---

## 投資・財政計画(公共下水道)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
		前	後													
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	160,436	174,918	182,768	179,140	187,790	188,474	188,049	186,016	185,110	186,066	187,526	187,265	187,262		
	(1) 営 業 収 益 (B)	28,438	29,559	29,101	29,929	30,171	30,477	30,787	31,102	31,414	31,737	32,069	32,394	32,722		
	ア 料 金 収 入	28,378	29,507	29,010	29,838	30,080	30,386	30,696	31,011	31,323	31,646	31,978	32,303	32,631		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他	60	52	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91		
	(2) 営 業 外 収 益	131,998	145,359	153,667	149,211	157,619	157,997	157,262	154,914	153,696	154,329	155,457	154,871	154,540		
	ア 他 会 計 繰 入 金	131,996	145,357	153,666	149,210	157,618	157,996	157,261	154,913	153,695	154,328	155,456	154,870	154,539		
	イ そ の 他	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	2 総 費 用 (D)	82,167	81,508	85,789	81,144	80,443	79,516	79,206	78,573	77,445	76,088	74,699	73,278	71,833		
	(1) 営 業 費 用	19,229	18,917	19,626	15,850	15,850	15,850	15,850	15,850	15,850	15,850	15,850	15,850	15,850		
ア 職 員 給 与 費	15,076	16,739	17,168	13,519	13,519	13,519	13,519	13,519	13,519	13,519	13,519	13,519	13,519			
ウ ち 退 職 手 当	1,891	1,784	1,817	1,325	1,325	1,235	1,235	1,235	1,235	1,235	1,235	1,235	1,235			
イ そ の 他	4,153	2,178	2,458	2,331	2,331	2,331	2,331	2,331	2,331	2,331	2,331	2,331	2,331			
(2) 営 業 外 費 用	62,938	62,591	66,163	65,294	64,593	63,666	63,356	62,723	61,595	60,238	58,849	57,428	55,983			
ア 支 払 利 息	24,954	22,708	21,258	19,450	18,749	17,822	17,512	16,879	15,751	14,394	13,005	11,584	10,139			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他	37,984	39,883	44,905	45,844	45,844	45,844	45,844	45,844	45,844	45,844	45,844	45,844	45,844			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	78,269	93,410	96,979	97,996	107,347	108,958	108,843	107,443	107,665	109,978	112,827	113,987	115,429			
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	91,391	71,488	29,652	12,753	12,559	59,966	75,969	1,077	1,086	1,094	1,103	1,111	1,120		
	(1) 地 方 債	88,200	64,400	14,100	11,700	6,500	29,400	37,400	0	0	0	0	0	0		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	88,200	64,400	14,100	11,700	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 他 会 計 補 助 金	1,017	1,036	1,042	1,048	1,055	1,062	1,065	1,073	1,082	1,090	1,099	1,107	1,116		
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	2,052	6,048	2,500	0	5,000	29,500	37,500	0	0	0	0	0	0		
	(6) 工 事 負 担 金	120	2	7	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	(7) そ の 他	2	2	12,003	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	2 資 本 的 支 出 (G)	169,650	164,888	126,621	110,739	119,896	168,914	184,802	108,510	108,741	111,062	113,920	115,088	116,539		
(1) 建 設 改 良 費	4,676	12,721	17,936	936	10,936	59,936	75,936	936	936	936	936	936	936			
ウ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	164,455	152,167	108,685	109,803	108,960	108,978	108,866	107,574	107,805	110,126	112,984	114,152	115,603			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他	519	0	0	0												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	▲ 78,259	▲ 93,400	▲ 96,969	▲ 97,986	▲ 107,337	▲ 108,948	▲ 108,833	▲ 107,433	▲ 107,655	▲ 109,968	▲ 112,817	▲ 113,977	▲ 115,419			

## 投資・財政計画(公共下水道)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
					(決算)	(決算)	(決算)	(決算)							
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
積 立 金	(K)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
前年度からの繰越金	(L)														
前年度繰上充用金	(M)														
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実 質 収 支	黒 字 (P)														
(N)-(O)	赤 字 (Q)														
赤 字 比 率	( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )														
収益的収支比率	( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	65.1	74.9	94.0	93.8	99.1	100.0	100.0	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金の不足額	(R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	28,438	29,559	29,101	29,929	30,171	30,477	30,787	31,102	31,414	31,737	32,069	32,394	32,722
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 債 残 高	(X)		1,873,047	1,785,280	1,690,695	1,592,592	1,490,132	1,410,554	1,339,088	1,231,514	1,123,709	1,013,583	900,599	786,447	670,844

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
					(決算)									
収益的収支分		131,996	145,357	153,666	149,210	157,618	157,996	157,261	154,913	153,695	154,328	155,456	154,870	154,539
うち基準内繰入金		104,161	113,968	119,428	109,075	131,683	129,679	129,279	127,341	126,432	127,385	128,842	128,576	128,570
うち基準外繰入金		27,835	31,389	34,238	40,135	25,935	28,317	27,982	27,572	27,263	26,943	26,614	26,294	25,969
資本的収支分		1,017	1,036	1,042	1,048	1,055	1,062	1,065	1,073	1,082	1,090	1,099	1,107	1,116
うち基準内繰入金		1,017	1,036	1,042	1,048	1,055	1,062	1,065	1,073	1,082	1,090	1,099	1,107	1,116
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		133,013	146,393	154,708	150,258	158,673	159,058	158,326	155,986	154,777	155,418	156,555	155,977	155,655

# 経営比較分析表

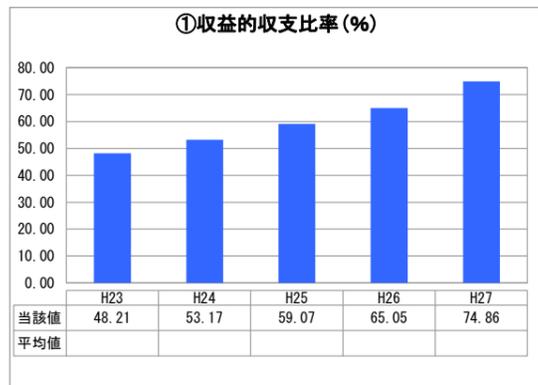
北海道 古平町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	81.76	80.59	4,000

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,344	188.36	17.75
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,711	1.26	2,151.59

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[ ]	平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



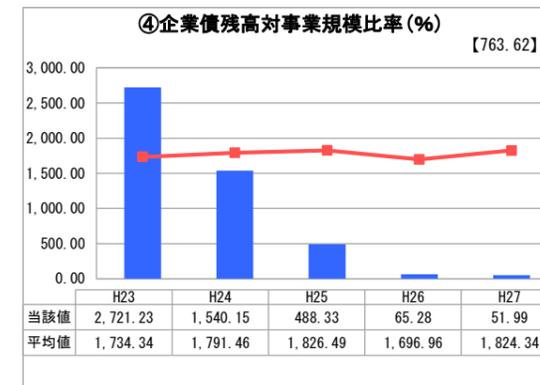
「単年度の収支」



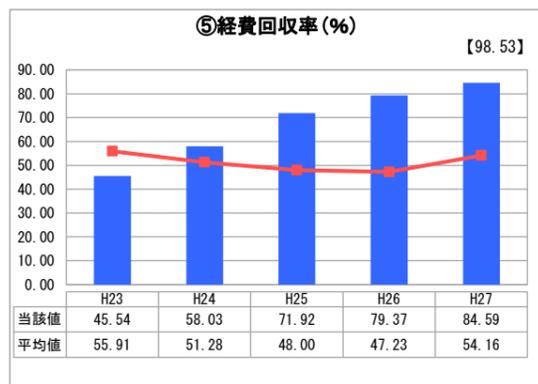
「累積欠損」



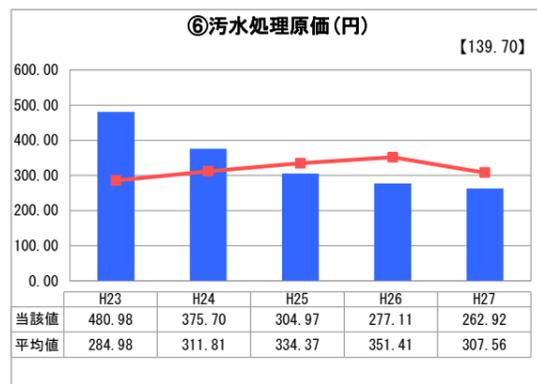
「支払能力」



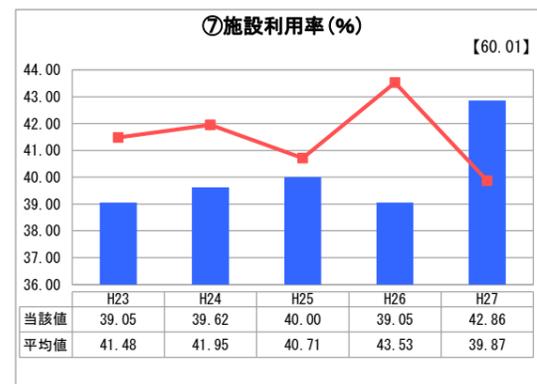
「債務残高」



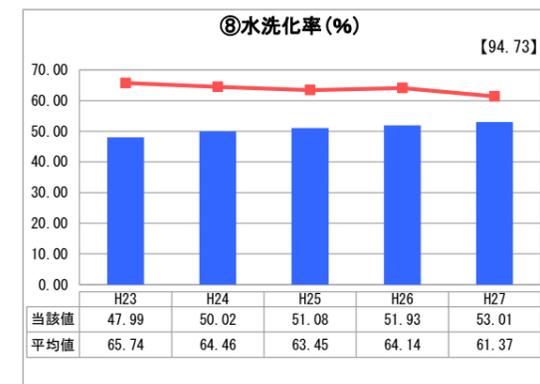
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

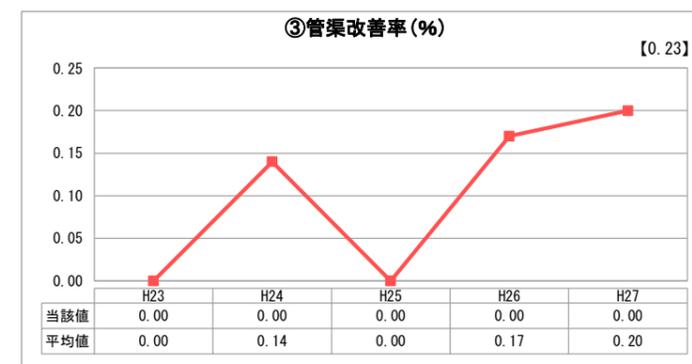
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率と経費回収率は上昇傾向にあるが、その要因として、下水道接続率の上昇に伴う料金収入の増加と、起債償還金の減少によるものであるが、収入の大部分が一般会計からの繰入で賄われているのが現状です。企業債残高対事業規模比率は、平成22年度から施設整備事業を休止し、新たな借入が発生していないため、減少しています。しかし、未整備地区がまだ若干残っていること、施設の老朽化に伴う更新事業が想定され、新たな投資が発生します。水洗化率は微増傾向ではあるが、まだ類似団体の平均値よりかなり低く、改善に努めなければなりません。

### 2. 老朽化の状況について

本町の下水道は平成16年に供用を開始し、最も古い施設で13年が経過しています。処理場・ポンプ場の機械・電気設備など近く更新時期を迎えるものもあり、効率的な設備のメンテナンス・更新を目的とした、「下水道施設長寿命化計画」を策定し実施していきます。

### 全体総括

下水道事業の経営状況は、まだ水洗化率及び料金収入の上昇は期待できるが、将来においては、人口減少による料金収入の減少が想定される。また、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加、新たな更新費用の発生なども想定され、経営改善に向け、経営戦略を策定し、取り組んでいきます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。